支払基金・国保統一事例

【　検査　】

４７５　ＴＳＨ、ＦＴ４及びＦＴ３（バセドウ病等）の連月の算定について

《令和７年３月３１日》

○　取扱い

①　次の傷病名に対するＤ008「６」甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）、「14」遊離サイロキシン（ＦＴ４）及び遊離トリヨードサイロニン（ＦＴ３）の連月の算定は、原則として認められる。

⑴　バセドウ病（治療開始時又は薬剤変更時）
⑵　バセドウ病（維持治療中（安定期））
⑶　甲状腺機能亢進症（治療開始時又は薬剤変更時）
⑷　甲状腺機能亢進症（維持治療中（安定期））
⑸　橋本病（治療開始時又は薬剤変更時）
⑹　甲状腺機能低下症（治療開始時又は薬剤変更時）

②　次の傷病名に対するＤ008「６」甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）、「14」遊離サイロキシン（ＦＴ４）及び遊離トリヨードサイロニン（ＦＴ３）の連月の算定は、原則として認められない。

⑴　バセドウ病疑い
⑵　甲状腺機能亢進症疑い
⑶　橋本病疑い
⑷　甲状腺機能低下症疑い

○　取扱いを作成した根拠等

甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症のいずれも甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）と甲状腺ホルモン（ＦＴ４、ＦＴ３）の測定により診断される。通常はＦＴ４とＦＴ３は平行して変動するが、病態により解離する場合があり、両者を併せて検査する意義がある。また、治療開始時のみでなく維持治療中や薬剤変更時においては、これらホルモンの推移を経時的に見ることが必要であり、連月の有用性は高い。

一方、疑い病名においても経過観察を実施することはあるが、連月の検査は必要性が低い。

以上のことから、①の傷病名に対するＤ008「6」甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）、「14」遊離サイロキシン（ＦＴ４）及び遊離トリヨードサイロニン（ＦＴ３）の連月の算定は、原則として認められ、②の傷病名に対する連月の算定は、原則として認められないと判断した。